

平成 2 9 年三重県議会定例会

防災県土整備企業常任委員会説明資料

◎議案補充説明

議案第 5 9 号「三重県防災会議に関する条例の一部を改正する 条例案について」	1
---	---

◎所管事項説明

1 三重県版タイムライン（仮称）の検討状況について	2
2 D O N E T を活用した津波予測・伝達システムの南部展開 について	4
3 三重県広域受援計画（仮称）の検討状況について	6
4 三重県防災・減災対策行動計画（仮称）の策定について	9

平成 2 9 年 3 月 9 日

防災対策部

三重県防災会議に関する条例の一部を改正する条例案

1 改正理由

災害対策基本法第2条第5号に規定する指定公共機関のうち、通信分野等の法人から委員を任命するため、委員の定数を改定するものです。

2 改正内容

防災会議の委員定数を65名以内に改めます。(現行55名以内)

3 実施期日

平成29年4月1日から施行します。

<参考>

(1) 災害対策基本法(抜粋)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

5 指定公共機関 独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。)、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定するものをいう。

(2) 三重県防災会議委員の構成(現在)

国の地方行政機関	16名
自衛隊	1名
市町、消防関係	4名
郵便、金融関係	2名
放送関係	3名
通信関係	2名
電力、ガス関係	3名
交通、運輸関係	7名
医療関係	4名
その他	5名
三重県	7名
計	54名

1 三重県版タイムライン（仮称）の検討状況について

1 タイムライン策定の目的

タイムラインとは、発災前から予測できる風水害である台風に対し、「いつ、誰が、何をするか」を時系列に整理したもので、事前対策として被害の最小化へつなげることを目的としています。

また、県庁内の組織を超えた取組を行うとともに、関係機関とも連携を図り、一体的に災害対策を行うことで防災・減災をめざします。

2 タイムライン策定による効果

- ① 災害対策本部設置前に、各関係部局が行うさまざまな事前防災・減災活動の整理・共有することで、早め早めの効果的な災害対応に生かすことができます。
- ② 災害対策本部設置後に、横断的に編成される各部隊や関係機関が行う内容をルール化することで、組織間の効率的な災害対応に生かすことができます。
- ③ 災害対応を見える化し、タイムラインをチェックリストとして活用することで「抜け・漏れ・落ち」を事前に防止することができます。
- ④ 市町や防災関係機関と情報共有を行いながら策定作業を進めることでタイムラインを共有できるとともに、顔の見える関係が構築され、運用にあたっては、例えば市町との連携強化により、早期避難への取組を促すことができます。

3 基本的な考え方

（１）運用時間「いつ」

運用時間は、本県に上陸する可能性のある台風が発生してから、台風が本県を通過し、原則、県災害対策本部を廃止するまでとします。

（２）運用にあたっての主体「誰が」

運用主体は、県災害対策本部の関係部局および地域機関のほか、県内市町や津地方気象台、三重河川国道事務所などの関係機関とします。

（３）行動項目「何をするか」

県災害対策本部設置後の対策だけではなく、関係部局が行っている事前にすべき対策を洗い出し、その内容を行動項目として整理します。また、それらの項目については運用主体となる市町や防災関係機関とも共有を図ります。

（４）市町等への水平展開

タイムラインの策定後、市町におけるタイムラインの策定を働きかけていきます。また、地域機関におけるタイムラインについても、策定を検討していきます。

4 タイムラインの内容及び運用に関する検討状況について

(1) 検討体制

県と津地方気象台の連携強化のため、平成28年12月に設置した「県防災施策に関する研究会」において、津地方気象台のほか、既に町タイムラインを運用している紀宝町、三重河川国道事務所、自衛隊、海上保安庁等とともにタイムラインの内容及び運用について検討しています。

(2) 検討事項

① 情報共有体制の運用

県庁内の組織間、県と関係機関との効率的かつ一体的な防災活動により防災・減災につなげることを目的に、県と関係機関での会議開催などによる情報共有体制を構築し、台風上陸前から各主体の取り組むべき内容及び体制を確認するとともに対応方針を協議します。

② ゼロ・アワーの設定

タイムラインは、対象となる災害の発生時点や台風の到達時点などを定め、その時点（ゼロ・アワー）までのリードタイムを生かし事前対策に万全を期すことで防災・減災につなげる取組であり、当該趣旨をふまえ「ゼロ・アワー」を設定します。

③ タイムラインの各行動項目の抽出と整理

県庁内の組織間、県と関係機関との効率的かつ一体的な災害対応、災害対応の「抜け・漏れ・落ち」の事前防止ができるよう、県と関係機関の行動項目を抽出するとともに整理します。

なお、本年度（平成28年度）は県災害対策本部の総括部隊と関係機関を主体としたタイムラインを作成し、来年度は総括部隊以外の他の部隊と関係機関を主体としたタイムラインを作成します。

5 今後のスケジュール

「県防災施策に関する研究会」で検討した結果について県内市町から意見を聴き、平成29年3月中にタイムラインの素案を作成します。

来年度（平成29年度）は、4月中にタイムライン（総括部隊用）試行版を整理し、出水期に試行します。

また、平成29年度中に、県災害対策本部の総括部隊以外の他の部隊とそれぞれが関係する機関を主体としたタイムラインを策定していきます。

2 DONETを活用した津波予測・伝達システムの南部展開について

1 現状と課題

(1) 現在の状況

平成28年度の伊勢志摩サミットの開催を契機に、DONET（地震・津波観測監視システム）を開発した国立研究開発法人海洋研究開発機構や、現在、DONETの運用を行っている国立研究開発法人防災科学技術研究所の協力を得て、「DONETを活用した津波予測・伝達システム」を伊勢志摩サミットの自然災害対策として導入し、平成28年5月から、伊勢志摩地域の市町を対象に運用を開始しています。

(2) システム導入の効果

このシステムは、津波が発生したことや、津波の観測が継続していることを住民に対して緊急速報メールで配信する機能と、県において、観測した津波の予測情報（津波高、津波到達時間、浸水範囲等）を確認できる機能を持っています。

これにより、DONETの観測装置が津波を観測した場合には、津波が発生したことや高台等への避難の呼びかけを、いち早く対象地域の住民に伝達するとともに、一度避難した住民が、自宅の様子を確認するなどのために再び浸水域に戻って被害にあうことなどを抑止することができます。

また、県の災害対策本部において、津波予測情報を活用して、速やかに災害対策活動の初動体制を整えることなどに活用することができます。

(3) 課題

県南部の紀勢・東紀州地域ではより深刻な津波被害が想定されており、これら地域への本システムの導入を進める必要があります。

また、津波予測情報は、県だけでなく、市町の災害対策本部における災害対策活動にも有効に活用できる情報ですが、津波の予測情報の市町等への提供は、気象業務法に規定する「予報業務」にあたることから、同法に基づく津波予報業務の認可を取得する必要があります。

2 本システムの県南部地域への展開

「DONETを活用した津波予測・伝達システム」を県南部地域に展開するため、県南部7市町のエリア毎に津波被害予測のシミュレーションを作成するとともに、関係市町に対し津波被害予測情報を提供するため、気象業務法に基づく津波予報業務認可を取得します。

(1) 防災科学技術研究所への県職員の派遣

平成29年度から30年度までの2年間、県職員を防災科学技術研究所に派遣し、同研究所のスーパーコンピュータを使用して県南部地域のエリア毎に津波被害予測のシミュレーションを作成するとともに、システム展開に必要な専門性を持った職員を養成します。

また、関係市町に津波予測情報を提供するため、津波予報業務の認可を取得します。

これにより、遅くとも、平成31年4月には県南部地域において本システムの運用を開始します。

(2) 各市町でのシステム活用の検討

県南部地域の市町等とD O N E Tシステムに関する研究会を開催し、災害時だけでなく平時において本システムを有効に活用する方法等について検討を進めます。

(参考) 県南部地域の対象7市町

南伊勢町、大紀町、紀北町、尾鷲市、熊野市、御浜町、紀宝町

3 今後のスケジュール

○平成29年度～30年度上半期

県南部地域のエリア毎に津波被害予測のシミュレーションを作成

○平成30年度下半期

津波予報業務認可取得

○31年度4月～

県南部地域でのシステム運用開始

3 三重県広域受援計画（仮称）の検討状況について

1 目的

南海トラフ地震等により甚大な被害の発生が予想される本県としては、発災後、迅速かつ的確に応急対策活動を実施するとともに、国や他県、関係機関等の応援を円滑に受け入れ、効果的な被災者支援につなげることが重要です。

また、平成 28 年 4 月に発生した熊本地震では、多くの自治体等からの応援職員による広域応援時の受援体制や、国のプッシュ型支援による物資の円滑な受け入れと被災者への供給に係る課題が明らかになりました。

このため、国や他県等からの人的・物的支援を円滑に受け入れ、支援につなげるための「三重県広域受援計画（仮称）」を策定します。

2 計画のポイント

南海トラフ地震を想定し、国の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画（国具体計画）」に基づき実施されるプッシュ型支援の内容に対応した発災後 1 週間程度を想定した計画とします。また、この計画を基に、南海トラフ地震以外の大規模地震にも対応します。

（1）緊急輸送ルートに係る計画

あらかじめ通行を確保すべき救助・救急活動や物資輸送等緊急輸送活動に必要なルートを定めるとともに、道路啓開等に係る対応内容を定めます。

（主な内容）

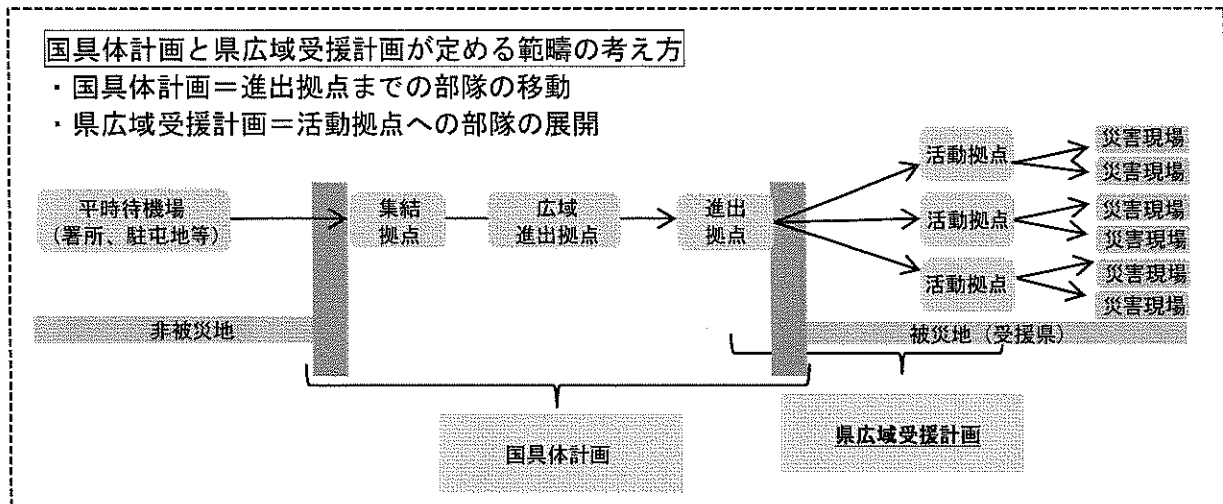
- ①県災害対策本部における受援体制
- ②国、建設企業等関係機関への協力要請
- ③ルートの被害情報の把握・共有
- ④道路啓開の方針及び進捗状況の把握
- ⑤救助機関や応援職員等へのルートに係る情報提供 等

（2）救助・救急、消火活動等に係る計画

県外から派遣される警察、消防、自衛隊など救助機関の活動拠点を明記するとともに、拠点の開設と応援の受け入れを迅速かつ円滑に行うための対応内容を定めます。

（主な内容）

- ①県災害対策本部における受援体制
- ②救助機関への派遣要請
- ③活動拠点の被害情報の把握・共有
- ④活動拠点の調整・決定
- ⑤活動拠点の開設
- ⑥救助機関間の活動調整
- ⑦救助機関の活動状況の把握・共有 等



(3) 医療活動に係る計画

DMAT（災害派遣医療チーム）など医療チームの活動拠点〔災害拠点病院、SCU（航空搬送拠点臨時医療施設）〕を明記するとともに、医療体制の確保と医療搬送活動の支援を行うための対応内容を定めます。

（主な内容）

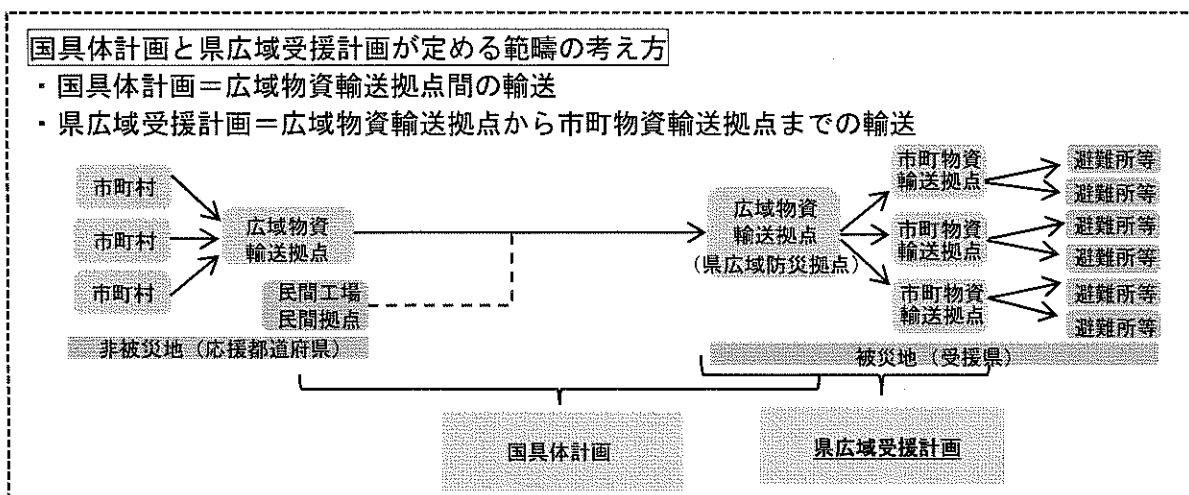
- ① 県災害対策本部における受援体制
- ② DMAT等への派遣要請
- ③ 活動拠点の被害情報の把握・共有
- ④ 活動拠点の調整・決定
- ⑤ 活動拠点の開設
- ⑥ DMAT等の活動状況の把握・共有 等

(4) 物資調達に係る計画

国のプッシュ型支援による物資を受け入れる県及び市町の物資拠点を明記するとともに、物資の円滑な受け入れと市町への配分を行うための対応内容を定めます。

（主な内容）

- ① 県災害対策本部における受援体制
- ② 県及び市町物資輸送拠点の被害情報の把握・共有
- ③ 県及び市町物資輸送拠点の調整・決定
- ④ 県及び市町物資輸送拠点の開設
- ⑤ 物資輸送手段（トラック等）の確保
- ⑥ 国のプッシュ型支援物資の各市町への配分計画 等



（５）燃料調達に係る計画

業務継続が必要な重要施設や緊急車両への燃料供給について、国や関係機関と連携して燃料の輸送・供給体制の確保を行うための対応内容を定めます。

（主な内容）

- ①県災害対策本部における受援体制
- ②重要施設に対する燃料供給
- ③緊急車両に対する燃料供給 等

3 検討状況

（１）活動拠点の候補地調査

県内において救助・救急等で利用が想定される活動拠点について、候補地調査を行い、警察、消防、自衛隊等の意見を聞きながら候補地の絞り込みを進めています。

（２）物資拠点の候補地調査及び物資の受入・輸送の検討

各地域の物資拠点について、市町の物資拠点の指定状況を把握するとともに、県広域物資輸送拠点からのアクセス、スペースの状況などをふまえ、候補地の検討を進めています。

また、県広域物資輸送拠点における物資の円滑な受入と輸送のため、拠点の活動要領の検討を進めています。

4 今後の取組

平成29年度は、活動拠点、物資拠点、各活動に必要なルートを決定するとともに、救助・救急等活動、医療活動、物資及び燃料調達毎に、県災害対策本部の受援活動を整理し、各市町と情報共有しながら計画を策定します。

4 三重県防災・減災対策行動計画（仮称）の策定について

1 計画の基本的な考え方

（1）計画策定の目的

三重県防災・減災対策行動計画（仮称）（以下、「次期行動計画」という。）は、「新地震・津波対策行動計画」及び「新風水害対策行動計画」の理念を継承し、総合的な観点から三重県のこれからの防災・減災対策の方向性と道筋を示す計画とします。

本計画をもとに、「自助」、「共助」、「公助」の力を結集して「防災の日常化」をめざし、災害に強い三重づくりを進めます。

（2）施策体系

施策の柱を「災害予防・減災対策」、「発災後対策」、「復旧・復興対策」とします。

そして、総合的な防災・減災対策の行動計画とするために必要な「施策項目」を設定し、さらに、「施策項目」に沿った具体的な行動を「行動項目」として掲げます。

また、次期行動計画で特に注力すべき対策を「重点的取組」として設定するとともに、これに寄与する行動項目を「重点行動項目」として選択します。

（3）計画期間

平成30年度を初年度とし、平成34年度を目標年とする5か年の計画とします。

（4）進行管理

計画の実効性を確保するため、各行動項目に主担当部と目標を定め、計画的な推進を図るとともに、全体の進捗状況を取りまとめ、毎年度公表します。

また、平成31年度は「みえ県民ビジョン・第二次行動計画」の最終年度にあたるため、中間評価を実施し、今後の施策の進め方について必要な見直しを図ります。

2 想定すべき災害と対策

（1）地震・津波対策の考え方

次期行動計画の地震・津波対策については、今世紀前半の発生が確実視される南海トラフ地震対策を中心としつつ、平成28年4月に発生した熊本地震などの内陸直下型地震で明らかになった課題等についても検証を行い、津波から「逃げること」と併せて、耐震や家具固定などの強振動対策、個人備蓄などの「備えること」についても、あらためて啓発していくことが必要です。

そのため、次期行動計画の策定にあたっては、現行計画の検証を行う中で、県民への啓発も含めた強振動対策の行動項目について、検討します。

（2）風水害対策の考え方

次期行動計画の風水害対策については、基本的には、「新風水害対策行動計画」で整理した考え方を引継ぎ、台風や低気圧など、現在の観測技術で予測が可能である「発災までに時間的余裕のある風水害」と、局地的大雨や竜巻など、「発災までに時間的余裕のない風水害」とに分け、風水害対策を講じることとします。

加えて、平成 27 年関東・東北豪雨や平成 28 年台風第 10 号など、「新風水害対策行動計画」策定後に発生した大規模な風水害の事例から明らかになった課題をふまえた風水害対策を検討します。

3 現行の行動計画の検証

(1) 現行計画検証の時期

平成 29 年 4 月から 7 月まで

(2) 検証の進め方

東日本大震災や紀伊半島大水害の教訓を生かすとともに、南海トラフ地震や毎年大きな災害をもたらす風水害に備え、現行計画の行動項目を実践してきましたが、次期行動計画では、県、市町、地域、県民など、多方面から対策や備えの現状を検証し、「防災の日常化」を進めるための課題を洗い出します。

なお、検証は、みえ防災・減災センターとともに県が実施します。

4 重点的取組テーマ及び各行動項目の検討

(1) 実施時期

平成 29 年 8 月～10 月頃

(2) 検討の進め方

県庁内にワークショップを設置し、現行計画の検証結果をふまえ、次期行動計画で取り組むべき課題と、課題を解決するための重点的取組テーマについて検討を行います。

なお、県庁内ワークショップの運営は、みえ防災・減災センターが実施します。

5 今後の進め方

次期行動計画の策定にあたっては、三重県防災・減災対策検討会議を開催して有識者の意見を反映するとともに、三重県市町等防災対策会議などにより、市町防災担当者との情報共有を図りながら、平成 29 年度中に策定します。

三重県防災・減災対策行動計画（仮称）構成案イメージ

第1章 計画策定の背景

近年の地震や風水害の事例を調査・分析し、その傾向などを明らかにすることにより、本計画が対象とする災害の様相等について示します。

また、国の対策の取組状況等について整理します。

- 1 近年の地震災害事例と国の取組
 - (1) 近年の地震災害事例
 - (2) 国の地震・津波対策の取組方向
- 2 近年の風水害事例と国の取組
 - (1) 近年の風水害事例
 - (2) 国の風水害対策の取組方向

第2章 対策上想定すべき災害の様相

- 1 三重県が対策上想定すべき地震
 - (1) 南海トラフ地震の様相
 - (2) 内陸直下型地震の様相
 - (3) 地震対策の考え方
- 2 三重県が対策上想定すべき風水害
 - (1) 近年の気象の傾向
 - (2) 近年の風水害の状況
 - (3) 風水害対策の考え方

第3章 「新地震・津波対策行動計画」、「新風水害対策行動計画」の検証と対応すべき課題

現行の行動計画の進捗状況等について、県、市町、地域の取組状況を検証し、次期行動計画に反映すべき課題について整理します。

- 1 「新地震・津波対策行動計画」の検証結果と対応すべき課題
 - (1) 「新地震・津波対策行動計画」の進捗状況の分析
 - (2) 「新地震・津波対策行動計画」の残された課題
- 2 「新風水害対策行動計画」の検証結果と対応すべき課題
 - (1) 「新風水害対策行動計画」の進捗状況の分析
 - (2) 「新風水害対策行動計画」の残された課題

第4章 これからの防災・減災対策における取組方向

第1章から第3章をふまえ、必要な対策の取組方向を整理します。

- 1 地震・津波対策における取組方向
- 2 風水害対策における取組方向

第5章 計画の基本的な考え方

- 1 計画の位置づけ
- 2 計画の策定目的
- 3 「防災の日常化」の考え方
- 4 それぞれの取組主体に期待される役割

第6章 計画の基本事項

- 1 施策体系
- 2 計画期間
- 3 進行管理

第7章 課題解決に向けた重点的取組

第4章の取組方向をふまえ、重点的取組の考え方とテーマ等を整理します。

- 1 地震・津波対策の重点的取組
- 2 風水害対策の重点的取組
- 3 地震・津波対策、風水害対策に共通の重点的取組

第8章 行動計画

第4章の取組方向をふまえ、行動項目を整理します。

- 1 地震・津波対策
- 2 風水害対策
- 3 地震・津波、風水害に共通の対策

(参考資料)

計画の随所に「防災コラム」や「有識者インタビュー記事」等を記載するとともに、防災上役立つ情報を掲載して多くの県民に手に取ってもらいやすいような工夫を凝らします。

- 1 三重県防災・減災対策行動計画の策定の流れ
 - 2 県・市町等において発行している防災ガイドブック等
 - 3 用語の説明
- ※ コラム、インタビュー記事